

米衛連第 12 号
令和4年7月12日

中部支部長
南部支部長
愛宕支部長
六郷支部長
山上支部長

} 様

米沢市衛生組合連合会
会長 渡部 一雄

不法投棄防止監視カメラの希望調査について

日ごろ、当協議会の活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会は、今年度事業として不法投棄防止監視カメラを希望する支部に配布いたします。

つきましては、令和4年7月22日（金）まで、別紙希望調査票回答書を事務局に提出してください。

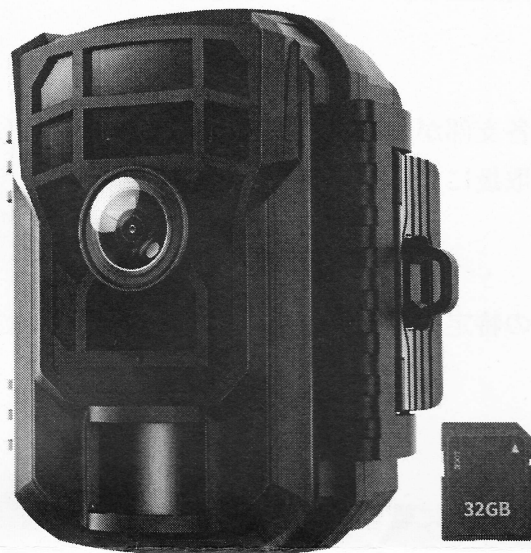
（注意事項）

本事業は、不法投棄防止監視カメラの「配布」ですので、配布後の運用・維持管理・盗難防止対策などは、各支部で適正に行ってください。

＜事務局＞
環境生活課廃棄物対策担当
太田・神村
22-5111 内線 3304

商品見本（下記の商品もしくは同等品を購入）

不法投棄監視カメラ



3種類の録画モード

動画モード、静止画モード、動画&静止画モードと用途に合わせて録画モードを選択できます。



動画モード



静止画モード



動画&静止画モード

動画モード



静止画モード



※MLC高速177ファイルフォーマットで動画モードと静止画モードを合わせてお使いいただくこともできます

インターバル撮影も可能

設定した間隔で動画または静止画を自動撮影できます。観測などにも役立ちます。

例) 植物の定点観察にも活用いただけます！



※インターバル撮影時は、モーションセンサーによる撮影開始の検知はご使用いただけません。

人感センサーで広範囲を検知検知 範囲は最大120°

高性能の人感センサーを搭載。

検知範囲は最大120度・20Mと広範囲で検知します。

センサーが熱と動きを検知した時にだけ撮影し、

無駄な電池の消耗や録画容量を抑えます。



夜間撮影にも対応暗視モードには自動切替

暗視撮影モードで夜間・暗所でのモノクロ撮影も可能です。

暗視モードへの切り替えは自動で切り替わるため簡単！

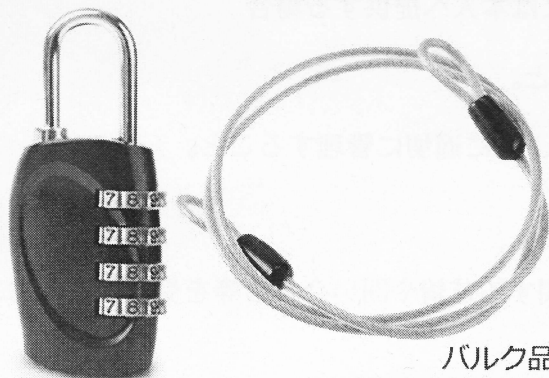
弊社の暗視モード最高



盗難防止用ワイヤーケーブル

トレイルカメラ用 ダイヤル式南京錠
& 1メートルワイヤーケーブルセット

ARK-GS-NK01



バルク品
HUNTER EYE

設置表示ステッカー



不法投棄防止監視カメラ希望調査票

支部

支部長

1. カメラの配布

希望する ・ 希望しない

希望する支部に対し、以下のセットを配布します。

注意事項の説明もあるため、「環境生活課での受け取りのみ」となりますので御承知ください。

<基本セット>

No.	商品名	数量
①	不法投棄監視カメラ	1 台
②	SDカード（32GB）	1 枚
③	乾電池（単3）	8 本
④	カメラ設置ステッカー	4 枚
⑤	盗難防止用ワイヤーケーブル	1 個
⑥	取扱規定	1 部

2. 代理購入

上記以外に必要な物品については、支部負担ですが、事務局で代理購入します。

金額は目安であり、実際の請求額とは異なることがありますので御了承ください。

目安額と実際の購入額に大きな開きがある場合は、購入前に再確認します。

No.	商品名	単位	目安単価	希望数量
①	不法投棄監視カメラ	1 台	10,000 円	
②	SDカード（32GB）	1 枚	1,000 円	
③	乾電池（単3）	8 本	600 円	
④	カメラ設置ステッカー	4 枚	800 円	
⑤	盗難防止用ワイヤーケーブル	1 個	1,100 円	

令和4年7月22日（金）まで事務局にご提出ください。

米沢市衛生組合連合会不法投棄監視カメラ取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、米沢市衛生組合連合会に属する各支部が所有する不法投棄監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の設置・管理における取扱についての基準を定める。

(設置目的)

第2条 監視カメラは、不法投棄の抑止や不法投棄者の特定に役立てるため以外の設置はしないこと。

(監視カメラ等の管理)

第3条 監視カメラの適正な管理・運用を図るため、各支部に管理責任者を置くものとする。

2 管理者の責務は以下とする。

- ア 監視カメラを適正に管理・保管すること
- イ 撮影された画像を適正に管理すること
- ウ 苦情や問い合わせに適切に対応すること
- エ その他監視カメラの管理・運用に関し、必要な措置をとること

(監視カメラの設置)

第4条 監視カメラを設置する際は、事前に書面で地権者の承諾を得ること。

2 監視カメラを設置する際は、設置していることを表示するとともに、周辺住民のプライバシーには十分留意すること。

(撮影画像の取扱)

第5条 監視カメラにより撮影した画像は、不法投棄行為者の特定以外の目的に使用しないこと。
また、次の場合を除き第三者への閲覧・使用を禁止する。

- ア 法令に基づく場合
- イ 人の生命、身体及び財産の安全確保、その他公共の利益のため緊急の必要性がある場合
- ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
- エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

2 上記と無関係の映像データは速やかに消去すること。

3 監視カメラにより撮影された画像は流出等がないように適切に管理すること。

(苦情等への対応)

第6条 管理責任者は、監視カメラの管理・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けた場合は、誠実かつ迅速に対応すること。